

京都市行財政改革推進本部設置要綱

制定 令和 3 年 1 月 1 3 日

(目的及び設置)

第 1 条 危機的な財政状況を克服し、将来にわたって持続可能な行財政を確立させるため、全庁挙げた歳入歳出両面にわたる行財政改革の取組の決定、取組の共有及び進捗管理を行い、その取組を着実に推進する体制として、行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第 3 条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を推進本部の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 4 条 庶務は、行財政局財政部財政課において行う。

(補則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、財政担当局長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日（令和 3 年 1 月 1 3 日）から実施する。

別表第1（第2条関係）

- (1) 会計管理者
- (2) 文化芸術政策監
- (3) 都市経営戦略監
- (4) デジタル化戦略監
- (5) 危機管理監
- (6) 監察監
- (7) 観光政策監
- (8) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長及び財政担当局長
- (9) 区長及び担当区長
- (10) 消防局長
- (11) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者
- (12) 教育長
- (13) 市会事務局長
- (14) 選挙管理委員会事務局長
- (15) 監査事務局長
- (16) 人事委員会事務局長
- (17) 交通局次長
- (18) 上下水道局次長
- (19) 教育次長
- (20) その他本部長が必要と認める本市関係職員